

## コメントの概要及びコメントに対する金融庁の考え方

No.	コメントの概要	金融庁の考え方
1	<p>コロナ特例に関する内閣府令で「当該金融機関等において部門別の損益管理がされていることを証する書面」の提出が求められ、監督指針で経営強化計画が適切に実施されるための経営管理態勢が構築されていることの確認に「部門別の損益管理」が例示されています。</p> <p>金融機関の資産規模もまちまちな上、規制緩和の影響から、似たような資金仲介ビジネスモデルであっても運営上の特徴にはかなりのばらつきが生じるようになってきています。損益管理の対象とすべき部門認識も金融機関毎に異なっていて当然と思われれます。</p> <p>期限を一律に定めない状態で、返済財源を確保できるようにするための部門別の損益管理と拝察しますが、規模や運営上の特徴比部門認識が粗すぎれば、返済財源を確保できない原因を見落とす可能性も高くなり、規模や運営上の特徴比部門認識が細かすぎれば、分不相応な損益管理のためのコスト負担が損益を圧迫し、返済財源を確保しにくくすることになりかねません。</p> <p>以上から、「部門別の損益管理」を求める前に、「損益管理対象となる部門認識」が、当該金融機関の規模や運営上の特徴比適切なものとなっているかを検証するステップを内閣府令や監督指針に盛り込んでいただけますようお願い申し上げます。</p>	<p>貴重なご意見として承ります。</p> <p>「部門別の損益管理」は、内閣府令・監督指針において、経営強化計画を適切に実施していくための態勢整備の例として掲げられているものですが、ご指摘のとおり、部門別損益管理の望ましいあり方については、各金融機関の規模・特性等に応じ様々であると考えられます。</p> <p>金融機能強化法の株式等の引受けに当たっては、国は、「部門別の損益管理」等の経営管理態勢が構築されているかなど、「経営強化計画が円滑かつ確実に実施されると見込まれる」かを検証することとされており、お尋ねの「規模・特性等に応じた損益管理対象となる部門認識」については、「部門別の損益管理」の前提として、必要に応じ、確認していくこととなります。</p>